



東京都宅地建物取引業協会会員専用

「創業支援」ローン

会員のみなさま限定金利、ご提案中です。

年1.0%

* 東京信用保証協会の「創業保証」が得られた方に限ります

- 最大3,500万円まで
- 運転資金7年・設備資金10年



詳しくは当金庫担当者までお問い合わせください

お客さま支援センター
西武信用金庫

「東京都宅地建物取引業協会会員専用創業支援ローン」概要

ご利用いただける方	以下のすべてを満たす法人および個人事業主 ・東京都（島しょ部は除く）にて事業を営んでいる、もしくはその予定である ・当金庫の会員資格を有している ・具体的な事業計画を有している ・東京信用保証協会の「創業保証」を得ることができる ・東京都宅地建物取引業協会への入会を予定している （融資実行時に入会状況を確認させていただきます）
お使いみち	・運転資金 ・設備資金
ご融資金額	最大3,500万円以内
ご融資利率	1.0%（固定金利）
ご融資期間	・運転資金 7年以内（1年以内の据え置きを含む） ・設備資金 10年以内（1年以内の据え置きを含む）
ご返済方法	元金均等返済または期日一括返済
担保	原則不要
保証料	0.35%～0.60%の信用保証料がかかります
保証人	法人の場合は原則代表者 個人事業者の場合は、原則不要

※お申込に際しましては、ご融資の金額・使途・事業計画等について審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※ご用意いただく書類等、詳しくは当金庫の窓口までお問い合わせください。また、店頭に「商品概要説明書」をご用意しております。

※ご融資金額によっては、当金庫の出資金にご加入いただく場合がございます。

問合せ先

西武信用金庫 業務企画部 tel.03-6382-7712 平日9時～17時受付



21世紀金融行動原則

西武信用金庫は環境省「21世紀金融行動原則」の署名機関です